

佐竹史料館改築基本計画策定業務委託仕様書

第1 共通事項

1 業務名

佐竹史料館改築基本計画策定業務

2 業務の目的

受託者は、本市が策定した「佐竹史料館改築の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）および本仕様書を基に、今後の「佐竹史料館改築検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の意見等を踏まえて、建設計画、配置計画および展示計画に関する考え方について具体的な施設計画を検討の上、基本計画を策定し、次年度に予定している基本・実施設計の要件についても整理するものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）までとする。

なお、市民等への進捗内容の周知のため、素案ができた段階又は本市が要求した段階で中間の報告を行うこと。

4 計画対象施設の概要

(1) 計画施設の敷地の条件

建設予定地 秋田市千秋公園1番4号

計画敷地 約7,000㎡（傾斜地含む。）※

都市計画の指定 総合公園

用途地域の指定 第一種低層住居専用地域（建ぺい率30%/容積率50%）

※計画敷地のうち、新たな佐竹史料館の建物本体の建築予定敷地（現佐竹史料館前庭部および裏側空地含む平坦地）は、約3,400㎡

(2) 計画施設の規模

床面積 1,500㎡程度（廊下、階段、バリアフリー等に係る部分は含まない。）

構造 鉄筋コンクリート造

階数 平家建て一部2階建て

第2 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。着手とは、管理技術者が本業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

2 業務の条件

受託者は、本仕様書に示されていない条件を設定する必要がある場合、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。

3 管理技術者等と履行体制

- (1) 受託者は、自社の社員の中から、管理技術者、照査技術者を選任し委託者に通知すること。なお、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。
- (2) 管理技術者と照査技術者の資格要件は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士とする。
- (3) 受託者は、企画提案書により提案された履行体制を遵守しなければならない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りではない。

4 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - ア 業務内容
 - イ 業務詳細工程
 - ウ 業務実施体制および組織図
 - エ 主任技術者、担当技術者一覧および経歴書
 - オ 協力者がある場合は、協力者の概要と担当技術者一覧
 - カ その他、調査職員が必要に応じて指定する事項

5 打合せおよび記録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録し、相互に確認した上でその記録を調査職員へ提出すること。

6 検査

- (1) 受託者は、本業務が完了した時に業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。
- (2) 本業務の完了期間前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期間までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

7 再委託

- (1) 受託者は、本業務における総合的な企画および判断ならびに業務遂行管理について、これを再委託することはできない。
- (2) 印刷製本、模型制作、透視図作成等の業務は、軽微な部分とし、受託者がこれらの業務を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、上記(2)の業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合には、書面により行い、協

力者との関係を明確にしておくこと。

なお、協力者が、秋田市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者である場合は、指名停止の期間中でないこと。

8 特許権等の使用

受託者は、委託者に特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法の使用に関して要する費用負担を求める場合、特許権等を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を得なければならない。

9 守秘義務

受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 使用言語

本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

11 本業務の実施に当たっての注意事項

本業務は、市民共有の財産として次世代へ引き継がれる施設を建設するための基本的要件を整理するものである。このため、市民等に対して明確な説明をしなければならないことを認識し、業務の実施を行うこと。

12 適用基準

本業務は、関係法令等によるほか、以下に掲げる技術基準等について最新版を適用する。

- (1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (2) 建築設計基準
- (3) 建築構造設計基準
- (4) 建築設備計画基準
- (5) 建築設備設計基準
- (6) 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- (7) 建築物のライフサイクルコスト
- (8) 秋田県建築基準条例
- (9) 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例および同施行規則
- (10) 秋田県木材利用促進条例
- (11) 秋田県地球温暖化対策推進条例
- (12) 秋田市建築基準法施行細則
- (13) 秋田市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- (14) 秋田市都市公園条例および同施行規則
- (15) その他、関係条例および基準等

第3 業務内容

業務の実施に当たっては、委託者と十分に打合せを行うこととし、検討委員会等の運営補助および資料作成も行うこと。

【基本計画編】

1 基本理念

(1) 佐竹史料館改築の整備目的

「基本的な考え方」のほか、検討委員会をはじめ佐竹史料館改築整備に係る今後の検討状況を踏まえて、次の項目に配慮し、新たな佐竹史料館の整備目的について取りまとめる。

- ア 秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える施設
- イ 市民の郷土学習を支援するとともに人材育成に寄与する施設
- ウ 貴重な歴史遺産を後世に継承しながら、地域活性化に寄与する施設
- エ 誰もが気軽に訪れ楽しむことができる施設

(2) 佐竹史料館の機能

新たな佐竹史料館の機能として、「基本的な考え方」を基に、次の機能の考え方を整理し、取りまとめる。

- ア 資料収集、保存・管理の機能
- イ 調査・研究機能
- ウ 展示機能
- エ 教育普及機能
- オ 観光・情報発信の機能
- カ にぎわい創出の機能
- キ その他（バリアフリー、外観等）

(3) 施設整備の方向性

佐竹氏、秋田藩をテーマとした歴史博物館としての機能に加え、久保田城跡・千秋公園の魅力高め、にぎわいづくり、観光振興を図ることを施設整備の方向性とする。

(4) 基本コンセプト

上記(1)から(3)までの項目を踏まえ、新たな佐竹史料館の基本コンセプト（キャッチコピーを含む。）を取りまとめる。

2 施設計画

(1) 建設地の立地特性に関する考え方

改築予定地の特性（景観、敷地形状、高低差等）および建築関係法令について調査し、建築条件を定めること。

- ア 周辺の環境を考慮し、高さ、形状および外観はどうあるべきかを検討すること。
- イ 日照、風向き、雨水等の自然環境について整理し、検討すること。

(2) 施設配置計画に関する考え方

施設の正面性、来館者および収蔵の動線等に配慮した配置計画を検討すること。

(3) 施設に求められる機能、性能に関する考え方

ア 来館者が安心して楽しめるよう、ユニバーサル、セキュリティに配慮した施設検討をすること。

- ① 移動空間（建物出入口、廊下、階段、エレベーター等）
- ② 行為空間（ホール、総合案内、トイレ等）
- ③ 情報（サイン、人的対応）
- ④ 環境（光環境、音環境、熱環境）
- ⑤ セキュリティ環境（防犯機能、情報管理機能）
- ⑥ 防災環境（防災機能、避難機能）
- ⑦ その他（必要と考えられる機能）

イ 収蔵保管する資料の安全・安心が確保された構造計画について検討すること。

ウ 環境負荷低減に配慮された施設の構造・設備を検討すること。

(4) 部門に必要な規模の考え方

「基本的な考え方」第5章に示す区分に応じ、施設の機能を満たすための規模を検討すること。

- ア 展示部門（展示室、展示準備室等）
- イ 収蔵保管部門（収蔵庫、荷ほどもき梱包スペース等）
- ウ 学習支援部門（講堂等）
- エ 共用部門（ホール、ミュージアムショップ、廊下、階段等）
- オ 調査・研究部門（資料室等）
- カ 管理・運営部門（事務室、学芸員室等）
- キ 設備部門（機械室等）

3 展示計画

佐竹氏・秋田藩の歴史を詳しく、楽しく伝える歴史博物館として、繰り返し訪れてもらえるような常設展示、企画展示の計画を検討すること。

(1) 展示コンセプト

「基本的な考え方」のほか、検討委員会をはじめ、新たな佐竹史料館整備に係る今後の検討結果を踏まえて、展示コンセプトを取りまとめる。

(2) 展示テーマおよび展示ストーリー

- ア 展示計画の展開方針の検討
- イ 展示構成の検討
- ウ 展示手法の検討
- エ 展示資料の検討

(3) 展示室レイアウト・イメージ

上記(2)を踏まえた展示室のレイアウトを検討する。（パースやスケッチ等

の作成)

(4) 展示設備

国宝・重要文化財の展示基準を満たすとともに、美術工芸資料の展示・鑑賞に適した空調、照明等の設備のあり方を検討する。

4 事業活動計画

(1) 基本的な考え方

佐竹史料館で実施する事業、地域での事業展開等について、長期的な視野に立った事業メニュー、活動について検討する。

(2) 展示事業

展示物の方針や解説、最新の展示手法の活用について検討する。

(3) 体験学習事業

佐竹史料館で実施する体験学習プログラムについて検討する。

(4) 学習支援事業

佐竹史料館が担う生涯学習活動の支援や人材育成の考え方を取りまとめる。

(5) 調査研究事業

佐竹史料館で実施する調査・研究および情報公開などの活動についての考え方を検討する。

(6) 収集保存事業

貴重な資料の適切な保存・管理を行う収集保存の手法について検討する。

(7) ネットワーク事業

近隣の博物館・文化施設、県外の近世藩主をテーマとした博物館や研究者とのネットワークおよび活動の考え方を取りまとめる。

(8) ボランティア活動

佐竹史料館と関連した活動を行うボランティア団体との連携、支援方法について検討する。

(9) 千秋公園活用事業

佐竹史料館を通じ、千秋公園の魅力を高め、にぎわいづくり、観光振興に寄与する事業のあり方を検討する。あわせて、久保田城御隅櫓の有効活用について検討する。

5 情報システム計画

佐竹史料館運営における各種データの管理および活用の計画について検討する。

(1) データ管理方針

(2) 公開事業

6 管理運営計画

佐竹史料館の設置目的および事業活動に最適な管理運営手法とするため、次の事項について検討する。

(1) 基本方針

- (2) 運営形態
- (3) 運営組織
- (4) 組織体制

7 事業スケジュール

- (1) 新たな佐竹史料館開館までのスケジュール（案）の作成
- (2) 年度ごとの実施内容

8 分析調査等

主に佐竹史料館の運営および活動の検討に役立てるため、関係データを収集し、以下の分析を行うこと。

- (1) 集客予測
- (2) 経済波及効果
- (3) 社会的影響

【基本設計の方針】

1 設計条件等の整理

第3の1から3までの事項を踏まえ、諸室機能、設備機能の水準など様々な要求その他諸条件を設計条件として整理する。なお、展示室については第3の3「展示計画」の作成で行う。

2 関係法令の調査等

建築物の建築に関する法令および条例上の制約条件を調査するとともに、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

3 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査等

敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行う。

4 設計方針の策定

設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案し、設計業務実施計画書および基本設計方針を作成する。

- (1) 総合（建築意匠、構造、各種設備）計画説明書
- (2) 建築構造説明書
- (3) 電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備等計画説明書
- (4) その他の図面類（秋田市との協議による）

5 概算工事費の検討

本施設の建築工事に通常要する概算費用を算出する。

第4 成果物等

- 1 成果物は、第3の検討項目全てを盛り込んだ「佐竹史料館改築基本計画書」とし、製本および電子納品による。
- 2 製本による成果物は、原則としてA4縦型、カラー刷り、70ページ程度、無線綴じ、左綴じとし、100部提出すること。
- 3 電子納品媒体は、CD-ROM又はDVDに業務名を印刷し、1部提出すること。
- 4 成果物の提出は、令和4年3月の秋田市が指定する日とする。
- 5 委託料の支払いは、委託者において成果物の検収が完了した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。